

(表面の続き)

[3] 130万円 ~社会保険(健康保険・厚生年金)被扶養者要件のライン~

次の「壁」は、税金ではなく社会保険。

ご自身で健康保険料や厚生年金保険料を負担するラインです。この「年収」は、「過去の収入のことではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の見込み収入額」になります。

※ 厳密には130万円(60歳以上又は障害者の場合は180万円)かつ被保険者の収入の半分未満が要件となります。また被扶養者のお勤めの会社規模により年収106万円以上の場合には、社会保険の加入が義務となる場合があります。必ずご確認ください。

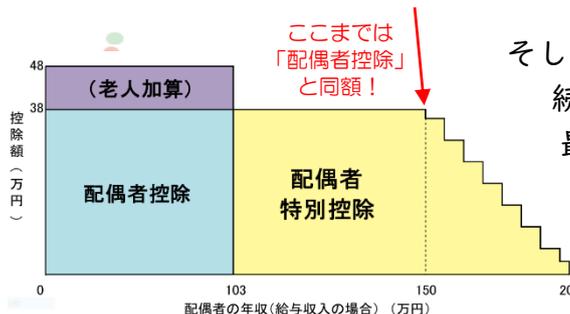
「103万円に抑えないと扶養から外れる！」と言われますが、税金や社会保険など、どの面から見るかによって、ラインは変わってきますね。



[4] 150万円 ~配偶者特別控除のライン~

「配偶者控除を受けられるのは103万円まで」と覚えていらっしゃる方も多いと思いますが、「配偶者控除」の次に「配偶者特別控除」があります。

年収103万円を超えても150万円までは、「配偶者控除」と同額の38万円の控除が受けられるのです。(納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合)



そして、「150万円」を超えても「配偶者特別控除」は続きます。控除額38万円から徐々に減額され、最後の区分は3万円。この3万円が適用される最後のラインが、[5] 201万円です。

国税庁「源泉所得税のあらまし(平成29年4月)」より抜粋

「103万円」の壁は どうして103万円?

「配偶者控除」の要件は、合計所得金額が48万円以下であること。

$$\begin{array}{l} \text{合計所得金額} = \text{給与収入} - \text{給与所得控除額} \\ 48 \text{万円} \qquad \qquad \qquad 55 \text{万円(最少)} \end{array}$$

つまり、給与収入=48万円+55万円 ⇒ 103万円 となり
ここが「壁」といわれる理由です。

そして、合計所得金額 - 所得控除 = 課税所得 の計算で、
所得税が課税される金額を求めます。この所得控除は15種類。
そのうち、誰でも適用するのが「基礎控除」で48万円。

合計所得金額が48万円なら、基礎控除を引き、課税所得は0。

というわけで、年収103万円まで、所得税は課されないのです。

【編集後記】

2021年もあと3ヶ月。
昨年に続き、今年もずっと
新型コロナウイルスのこと
ばかり耳にしていたように
思います。そのような日々も、
お客さまとお話ししていると
皆さまが常に先を見て
進んでいらっしゃることを実感しま
す。私たちは間接的にしか
お力になれません。それでも、私
たちとの時間をつくり、
お話しをいたただけること—
それは決して当たり前でない
ことを、きちんと受け止めて
いきたいと思っています。

